

広島県公営企業管理規程第一号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年四月一日

広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後	
別表（第五十三条関係）		改正前	
一（略）		一（略）	
職名	職の置 かれる 組織	職名	職の置 かれる 組織
主査		主査	
（略）	（略）	（略）	（略）
職務		職務	
備考		備考	
（略）	（略）	（略）	（略）
二（略）		二（略）	
職名	職の置 かれる 組織	職名	職の置 かれる 組織
係長		係長	
（略）	（略）	（略）	（略）
職務		職務	
備考		備考	
（略）	（略）	（略）	（略）
別表（第五十三条関係）		別表（第五十三条関係）	
一（略）		一（略）	
事業調整員	事業調整課	事業調整員	事業調整課
主査		主査	
（略）	（略）	（略）	（略）
職務		職務	
備考		備考	
（略）	（略）	（略）	（略）
二（略）		二（略）	
事業調整員	事業調整課	事業調整員	事業調整課
係長		係長	
（略）	（略）	（略）	（略）
職務		職務	
備考		備考	
（略）	（略）	（略）	（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。